

令和6年度から森林環境税（国税）が課税されます

◆ 森林環境税について

森林環境譲与税の財源として、令和6年度から森林環境税（国税）が個人住民税均等割に上乗せして1人年間千円ずつ徴収されます。また、その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

なお、震災対策事業などの財源を確保するために、平成26年度から令和5年度までの10年間、臨時の措置で個人住民税均等割に千円が加算されていましたが、この賦課徴収は終了するため、令和6年度以降の均等割および森林環境税の合計額は令和5年度までの均等割合計額と変更はありません。

■ 問い合わせ先：Tel 474-1111
【税に関すること】 稅務課課税グループ

【譲与税の使い道に関する】 耕地林務水産課林務水産グループ

22

区分	本市における取り組み事例（令和6年度実施予定分）
森林整備	<ul style="list-style-type: none">間伐、下刈り、再造造林、曾於地区森林組合をとおして実施する森林所有者への補助森林所有者への管理状況などに関するアンケートの実施人工林管理が難しい森林所有者からの管理権受託森林現地調査システムの導入森林パトロール車の購入林道維持管理費など
人材育成	<ul style="list-style-type: none">森林パトロール員の雇用
木材の利用や普及啓発	<ul style="list-style-type: none">県産材利用新築への一部交付金支給小学校図書室の木製閲覧机購入公園内の木造吊り橋の改修工事合同金婚式木製記念品

知っていますか？森林環境税と森林環境譲与税

日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や、土砂崩れ・浸水といった自然災害を防ぐための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（国税）と森林環境譲与税が創設されました。

令和6年度以降の税額について

令和5年度まで	
市民税 均等割	3,500円
県民税 均等割	2,000円
合計	5,500円

森林環境税がかからない人

- 生活保護法による生活扶助を受けている人
- 本人が障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除のいずれかの適用を受けている場合、または未成年者の場合で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人は
- 前年中の合計所得金額が、次の計算式で求めた金額以下の人は
 $28\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族}) + 10\text{万円} + 16.8\text{万}$
※ 16.8万円は控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ加算。

令和7年度鳥獣被害対策実践事業（整備事業）に関する公募

TOPIC



国の補助事業を活用し、鳥獣被害防止柵（ワイヤーメッシュ柵）を整備しています。設置を希望される方は事業実施要望書などの必要書類の提出をお願いします。

補助条件

- 地区団体が主体となつて行う防止柵（ワイヤーメッシュ柵）の設置に対し資材費の定額補助を行います。
- 1地区あたり農家戸数3戸以上。
- 耕作している農地で鳥獣被害を受けていること。
- 申請する農地に国・県の助成事業で防止柵などを設置したことがないこと。
- 設置する土地の所有者の同意を得られていること。
- 受益者自ら設置および管理すること。
- 提出するもの
- 事業実施要望書、受益者（実施者）名簿、土地所有者承諾書、設置位置図

◆ 公募期間

5月13日（月）から24日（金）まで

① 提出された見積費用に対し、3分の1以内（事業費40万円が限度）を助成します。

② 当該年度につき、1ほ場に対して1回限りの助成となります。

◆ 問い合わせ先

詳しく述べ、市ホームページでご確認ください。

■ 問い合わせ先：
農政畜産課作物グループ
Tel 474-1111 (内線420)

【鳥獣害による被害の状況】



鳥獣害による被害が発生したら

TOPIC

■ 問い合わせ先

耕地林務水産課耕地グループ

Tel 474-1111 (内線413-4115)

産業建設課産業建設グループ

Tel 487-2111 (内線252-253)

止柵（ワイヤーメッシュ柵）を整備しています。設置を希望される方は事業実施要望書などの必要書類の提出をお願いします。

補助条件

- 要望の採択にあたっては聞き取りや現地調査などを行います。
- 設置前の草刈り、設置後の維持管理を行つていただく必要があります。
- 設置、草刈り、維持管理の際は、万一の事故に備えてボランティア保険などへ団体登録を行つてください。
- 設置後、14年間は移設や撤去はできません。

◆ 公募期間

5月13日（月）から24日（金）まで

① 提出された見積費用に対し、3分の1以内（事業費40万円が限度）を助成します。

② 当該年度につき、1ほ場に対して1回限りの助成となります。

◆ 注意事項

すべての応募者が採択とならない

■ 問い合わせ先
農政畜産課作物グループ
Tel 474-1111 (内線420)